

(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する諸施策

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課		
施策等の名称	広報活動の推進		
目 標	基本目標 法務省に関心を持つ国民が増加する。 【基準年次・評価総括年次：平成 1 7 年度】		
	達成目標 1 法務省ホームページのアクセス件数が増加する。		
指標	ホームページへのアクセス件数	目標値等	対前年度増
参考指標	より魅力ある内容とするためのホームページの改訂件数		
	達成目標 2 法務省見学者が増加する。		
指標 1	見学者数	目標値等	対前年度増
指標 2	事前予約制見学プログラムの申込者数	目標値等	対前年度増
	達成目標 3 法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する。		
指標	国民等への配布部数	目標値等	対前年度増
基本的考え方	1. 課題・ニーズ 法務省は、基本法制の維持・整備，法秩序の維持，国民の権利擁護等を任務としており，国家の基盤を支え，国民の安全で安心な暮らしに寄与している官庁である。このように法務省は，国民にとって本来極めて身近な存在であるところ，国民による法務省の諸活動に関する理解は，必ずしも十分ではないと思われる。 他方，我が国は，事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換が図られつつあり，このような中で，法務省の役割はますます重大なものとなってきたとともに，法務省が一層国民に開かれたものとなり，説明責任を果たしながら国民の声に耳を傾け，より透明な法務行政を行うことが求められている。 2. 目的・意図(当該施策の必要性) 以上の観点から，国民の法務省に関する理解を更に深め，その協力・支援を強化するなどのために広報活動を推進する。 3. 当該施策の実施方法		

	近年急速に普及・拡大しているインターネット媒体を活用しての広報を重視して法務省ホームページを拡充させるとともに、平成15年1月に創刊した一般国民向け広報誌（印刷媒体）による広報及び当省見学者に対する直接的広報により広報活動を展開する。 4. 基本目標と達成目標・指標の関係 上記基本目標を達成するためには、多種多様な手段により、国民が法務省の活動を理解し関心を持つよう広報活動を推進する必要がある。 そこで、近年急速に普及・拡大しているインターネットを介した広報、法務省見学者に対する業務説明等の直接的な広報、インターネットに接続する環境を持たない国民、あるいは直接法務省に訪れることが困難な国民に対する広報を内容とする上記達成目標とした。 達成目標1については、法務省ホームページへの国民からのアクセス件数、達成目標2については、法務省見学者数及び夏休み期間中に実施する「子ども霞が関見学デー」への事前予約申込者数、達成目標3については、国民等への配布部数がそれぞれ指標となる。									
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし									
測定方法等	1. 測定時期：平成18年3月31日 2. 測定方法等 それぞれの数について算出する。									
評価の内容	1. 平成17年度に講じた施策（実施状況） (1) 法務省ホームページの改訂 国民の法務行政への理解の向上を図るため、ホームページの内容を随時見直し、最新情報を速やかに掲載した。また、ホームページ閲覧者が法務行政をより身近に感じることができるとともに、国民に対する情報提供の拡大・充実を図るため、携帯電話サイトを開設した。さらに、法務省ホームページ英語版のトップページを一新するなど海外に向けても分かりやすい画面作りに努めた。その結果、下記のとおり法務省ホームページの改訂件数及びアクセス件数ともに、前年度に比して増加した。 <table><tr><td></td><td>H16年度</td><td>H17年度</td></tr><tr><td>ホームページ改訂件数</td><td>1,074</td><td>1,311</td></tr><tr><td>ホームページアクセス件数</td><td>3,276,684</td><td>4,261,917</td></tr></table> (2) 法務省見学者への対応を拡充 修学旅行による小・中学生等の法務省見学を積極的に受け入れた。見学者に対しては、平易な言葉で法務行政を分かりやすく説明するとともに、法務省の印象、見学しての感想等についてアンケート調査を実施し、その		H16年度	H17年度	ホームページ改訂件数	1,074	1,311	ホームページアクセス件数	3,276,684	4,261,917
	H16年度	H17年度								
ホームページ改訂件数	1,074	1,311								
ホームページアクセス件数	3,276,684	4,261,917								

結果をその後の見学対応に反映させるよう努めた。また，見学者に対する業務紹介資料を随時更新し，説明資料を充実させた。その結果，下記のとおり前年度に比して受入件数及び見学者数ともに増加した。

また，例年８月に府省庁等が連携して，業務説明や省内見学などを行うことにより，小・中学生等が夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに，あわせて府省庁等の施策に対する理解の増進を図ることを目的とした「子ども霞が関見学デー」を実施している。法務省では，事前予約制の見学プログラムを設定し，法務行政の説明の他，大臣との懇談等，小・中学生等の興味関心を引くための企画を実施している。その結果，下記のとおり前年度に比して事前予約制見学プログラムの申込者数が増加した。

	H16年度	H17年度
受入件数	69団体	73団体
見学者数	638人	822人
事前予約制見学プログラムの申込者数	56人	79人

参考数値：一般公開している法務史料展示室及びメッセージギャラリーの来館者数は，平成１６年度が１１，３８７人，平成１７年度が１４，３１１人である（メッセージギャラリーは平成１７年５月から公開。）

(3) 法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の国民等への配布

法務行政に関する情報を提供する広報手段として，平成１５年１月に，新たな法務省広報誌「法務省だより・あかれんが」を発刊した。同誌については，四半期に１回発行し，一般の国民が法務行政に対して関心を抱く端緒となるよう「見やすく，分かりやすい」誌面構成を心掛けており，その一環として平成１８年１月号の発刊に当たって誌面デザインの見直しを行った。また，同広報誌を法務省地方機関の窓口等に置き，広く一般国民が入手しやすいようにした。その結果，下記のとおり前年度に比して国民等への配布数が増加した。

	H16年度	H17年度
配 布 数	70,648	70,894

上記配布数は，全国の法務局及び地方法務局において，国民に配布された数である。

2．評価結果

上記のとおり，達成目標１については，法務省ホームページで提供している情報を多くの国民等が閲覧した結果，指標の目標値を達成した。インターネット環境が今後一層整備・進展していくことが予想されることから，アクセス件数の増加も見込まれるところであり，ホームページ改訂費用も比較的少額であることを考えると，将来的にも有効かつ効率的な広報手段であると認められるので，今後も重要な広告媒体として積極的に活用することとする。

	達成目標 2 についても，法務省への見学者数が増加した結果，指標の目標値を達成した。また，法務省見学者に対するアンケート調査の結果においても，見学前は法務省の所管業務について，「何をしているのか分からなかった」が，見学後は「よく理解できた」，「法務省の仕事に興味を持った」等の好意的な意見が多数寄せられているので，国民に対する直接的広報活動は非常に有効な手段であると認められる。 達成目標 3 についても，法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の発刊以来，写真やイラストを多用し，かつ，平易な文章で法務行政を説明することに努めたことにより，国民から読みやすい等好意的な評価を得ることができ，その結果，国民への配布部数が増加し，指標の目標値も達成したので「法務省広報誌の一般読者数が増加する」という目標は達成できたと認められる。 なお，本広報誌は，比較的少額の費用で法務行政について分かりやすく紹介ができるため，増刷等により国民への配布数をさらに拡大していくこととしたい。また，本広報誌を紙媒体での配布に留まらず，ホームページにも掲載して，インターネットを利用する国民等への提供機会も整えているところであり，直接本広報誌を入手できない国民に対しても配布部数の制限がなく提供することができるので，非常に効率的な広報手段であると考え。 以上の結果から，基本目標である「法務省に関心を持つ国民が増加する」を実現するために，本施策は有効性・効率性が認められ，今後も国民に対して法務行政全般に関する理解・関心を深めるためにも，引き続き本施策を実施する必要性がある。
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 17 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課											
施策等の名称	行政手続のオンライン化の推進											
目 標	基本目標											
	法務省が扱う 312 の申請・届出等手続のうち，対面審査を要することなどからオンライン化になじまない 35 手続を除いた 277 手続についてオンライン化を実現する。											
	【基準年次：平成 14 年度 評価総括年次：平成 17 年度】											
	指標	オンライン化終了手続数	目標値等	オンライン化終了手続数								
				<table><tr><td>～16年度 (実績)</td><td>17年度</td><td>18年度 以降</td><td>合計</td></tr><tr><td>263</td><td>6</td><td>8</td><td>277</td></tr></table>	～16年度 (実績)	17年度	18年度 以降	合計	263	6	8	277
～16年度 (実績)	17年度	18年度 以降	合計									
263	6	8	277									
基本的考え方	1．課題・ニーズ インターネットの急速な普及，電子商取引の実用化の動き等の社会の情報化の進展に対応するとともに，申請・届出等手続に係る国民の負担軽減を図る必要がある。 2．目的・意図（当該施策の必要性） インターネットを利用した申請・届出等手続のオンライン化を推進することにより，国民の負担軽減と利便性の向上を図る。 3．当該施策の実施方法 申請・届出等手続のオンライン化のためのシステム整備，関係法令の改正等を計画的に行う。 4．基本目標と指標の関係 法務省が扱う申請・届出等手続きのうち，277 手続きについてオンライン化を実現するという基本目標の達成度を評価するため，オンライン化終了手続数を指標とし，オンライン化を実現する目標値を各年度ごとに定め，当該目標値に対するオンライン化終了手続数により達成度を評価する。											
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし											
測定方法等	1．測定時期：平成 18 年 3 月 31 日 2．測定方法等 法務省オンライン申請システムにおける「オンラインによる申請・届出が可能な手続一覧」(http://shinsei.moj.go.jp/list/list_top.html) への手続登載状況を確認することにより，平成 17 年度におけるオンライン化終了手続数を測											

	定する。												
評価の内容	1．平成17年度に講じた施策（実施状況） 法務省オンライン申請システムを利用する手続について，オンライン化のためのシステム整備と関係法令の改正を行い，以下のとおりオンライン化を実施した。 平成17年 10月 3日 10手続（動産譲渡登記関係） 平成18年 1月 20日 1手続（旧司法試験関係） 計 11手続 なお，平成17年度に実施した手続数（11手続）が，同年度の目標値（6手続）を上回っているのは，オンライン化に当たり，手続の整理を行った結果，以下のとおりその手続数に変更があったためである。 <table><tr><td></td><td>当初手続数</td><td>整理後手続数</td></tr><tr><td>動産譲渡登記関係</td><td>3手続</td><td>10手続</td></tr><tr><td>旧司法試験関係</td><td>2手続</td><td>1手続</td></tr><tr><td>弁護士資格認定関係</td><td>1手続</td><td>1手続</td></tr></table> 計 6手続 12手続 ----- 2．評価結果 平成17年度における目標値12手続（整理後手続数）に対して，同年度中にオンライン化を終了した手続数は11手続であり，残りの1手続についても，平成18年5月30日にオンライン化を実施した。 この結果，平成17年度中にオンライン化を完了した手続は，目標値の91.6％に留まったが，上記のとおり平成18年度当初には，平成17年度において目標としていた手続全てのオンライン化を完了し，法務省が扱う270以上の手続について，インターネットを利用した申請・届出等が可能となり，窓口まで出向く必要がないなど，国民の負担軽減が図られ，利便性が向上することが期待できることなどを考慮すると，本件施策は有効であったと認められる。		当初手続数	整理後手続数	動産譲渡登記関係	3手続	10手続	旧司法試験関係	2手続	1手続	弁護士資格認定関係	1手続	1手続
	当初手続数	整理後手続数											
動産譲渡登記関係	3手続	10手続											
旧司法試験関係	2手続	1手続											
弁護士資格認定関係	1手続	1手続											
見直しの有無	特になし												
学識経験を有する者の知見の活用	特になし												
備考													

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房人事課		
施策等の名称	女性職員の採用・登用拡大の推進		
目 標	基本目標	男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。 【基準年次：平成 1 2 年度 評価総括年次：平成 1 7 年度】	
	達成目標	-	
	指標 1	採用者に占める女性の割合	目標値等 【法務省（公安調査庁を除く。）】 種：採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る状況を維持 種：平成 1 3 年度～ 1 7 年度を通算して 3 0 % 種：平成 1 3 年度～ 1 7 年度を通算して 4 0 % 検事：女性の採用に努める 副検事：女性の応募を促進する 【公安調査庁】 種：女性の採用に努める 種：平成 1 3 年度～ 1 7 年度を通算して 1 0 %
	指標 2	各役職段階（各俸給表の 1 ～ 3 級を除く。）における女性の割合	目標値等 【法務省（公安調査庁を除く。）】 行(一) 4 ～ 6 級：1 7 . 3 % 行(一) 7 ・ 8 級：6 . 3 % 行(一) 9 ～ 1 1 級：1 . 5 % 公(一) 4 ～ 6 級：3 . 1 % 公(一) 7 ・ 8 級：2 . 3 % 公(一) 9 ～ 1 1 級：2 . 1 % 公(二) 4 ～ 6 級：1 4 . 5 % 公(二) 7 ・ 8 級：3 . 1 % 公(二) 9 ～ 1 1 級：5 . 4 % 検事(役職者)：3 . 3 % 【公安調査庁】 行(一)：4 ～ 6 級に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持

			公(二) 4～6級：5.2% 公(二) 7・8級：登用に努める
	指標3	勤務環境の整備等の 実施状況	目標値等 仕事の進め方の見直し及び意識改 革，職業生活と家庭生活の両立に向け た支援策の整備等
基本的考え方	1．課題・ニーズ 男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，職場，学校，地域，家庭でその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，21世紀の我が国の最重要課題の一つである。 2．目的・意図（当該施策の必要性） 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は，男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり，政府全体で，女性国家公務員の採用・登用の拡大に率先して取り組まなければならない。 3．当該施策の実施方法 法務省（公安調査庁を含む。以下同じ。）においては，平成13年11月に女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」）を策定して女性職員の採用・登用の拡大について，具体的取組を積極的に推進している。 4．基本目標と指標の関係 上記基本目標の達成度合いを評価するため，上記計画において，「採用者に占める女性の割合」，「各役職段階における女性の割合」を指標とし，平成12年度における状況を把握・分析した上で，平成17年度までの定量的な目標値を設定している。このほか，「勤務環境の整備等の実施状況」についても定量的な指標とはなり得ないが可能な限り客観的に評価し得る指標とし，その内容を分析し定性的な評価を行うこととしている。 ただし，採用や昇任・昇格自体は，国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提とするため，本施策を講じたことにより必ずしもその目標値が達成されるものではないことに留意する必要がある。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	各試験の合格者に占める女性の割合は，各試験の法務省における採用者に占める女性の割合にも影響をもたらす要因となる。		
測定方法等	1．測定時期：平成18年3月31日 2．測定方法等 指標1及び指標2については，人事院が実施する国家公務員給与等実態調		

	査及び採用試験結果並びに当省の採用結果の数値を測定する。 指標 3 については、実施状況の内容を分析する。			
評価の内容	1．平成 17 年度に講じた施策（実施状況）			
	平成 17 年度に講じた施策のうち、主たるものとして、以下(1)～(3)を記述している。			
	なお、「本省庁」とは法務省内部部局及び法務総合研究所並びに公安調査庁内部部局を、「地方機関」とは法務省の施設等機関、特別の機関及び地方支分部局をいう。			
	(1) 採用の拡大に資するもの			
	ア 女性採用志望者等を対象とした業務説明会の実施			
	本省庁	時期	実施：平成 17 年 11 月（本省において実施） 結果の周知：平成 17 年 12 月，平成 18 年 1 月	
		対象	法務省 種採用女性志望者	
		内容	女性職員による業務説明，質疑応答及び意見交換並びに法務省ホームページにおける実施結果の周知	
		人員	志望者 58 名参加，職員 5 名（女性 5 名）対応	
	効果	女性職員が職場の様子や仕事のやりがい等について直接説明・意見交換することにより，実際に女性が活用されていることを女性志望者に体感してもらい，法務省への関心を持ってもらう。		
イ 業務説明会への女性職員の派遣				
種	時期	平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月		
	対象	法務省 種採用志望者		
	内容	女性職員による業務説明，質疑応答		
	回数	21 回中 18 回女性職員を派遣		
種	時期	平成 17 年 5 月～平成 18 年 3 月		

	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員による業務説明，質疑応答
	回数	292 回中 155 回女性職員を派遣
種	時期	平成 17 年 7 月～平成 18 年 3 月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員による業務説明，質疑応答
	回数	70 回中 36 回女性職員を派遣
効果	女性志望者が女性職員と直接接することにより，実際に女性が活用されていることを体感してもらい，法務省への関心を持ってもらう。	
ウ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載		
種	時期	平成 17 年 5 月～平成 18 年 3 月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	41 名中 14 名女性職員を掲載
種	時期	平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	27 名中 12 名女性職員を掲載
種	時期	平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月
	対象	法務省 種採用志望者

	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	19名中8名女性職員を掲載
効果	実際に女性職員がどのような職務に携わり活躍しているのかなどを女性職員が訴えかけることにより、法務省への関心を持ってもらう。	
エ 採用事務担当者への女性職員の配置		
種	時期	平成17年6月～平成18年3月
	対象	法務省 種官庁訪問者
	内容	女性職員による官庁訪問等の対応（事務担当者、面接官等）
	人員	54名中11名（採用6窓口のうち5窓口）女性職員を配置
種	時期	平成17年7月～平成18年3月
	対象	法務省 種， 種官庁訪問者
	内容	女性職員による官庁訪問等の対応（事務担当者、面接官等）
	人員	569名中101名（採用109窓口のうち70窓口）女性職員を配置
効果	女性職員が人事担当者として女性志望者と直接接することにより、採用業務においても女性が活用されていることを体感してもらい、法務省への関心を持ってもらう。	

(2)登用の拡大に資するもの

ア 意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及びその後の対応		
地 方 機 関	時期	平成17年5月～平成18年3月
	対象	地方機関勤務女性職員

	内容 職務内容，勤務環境等に関する女性職員による意見交換及びその後の対応（全職員や幹部職員への結果の周知２２庁，具体的対策の実施１２庁，機関紙における結果周知１１庁） 開催 ３５庁において合計４４回開催（うち１１庁については，本省庁等 矯正局総務課長との座談会）
効果	女性職員の意識の啓発を図り，管理職員及び人事にかかわる職員に女性職員の登用拡大のための効果的な施策の把握・実施の必要性を認識してもらう。
イ 女性職員へのアンケート実施，結果の周知等	
時期	平成１７年４月～１８年３月
対象	地方機関勤務女性職員
内容	執務環境改善，セクシュアル・ハラスメント，男女共同参画に関する意識
効果	女性職員が抱えている問題意識を管理職員や人事にかかわる職員が把握することにより，登用の拡大のための各職場の実情に即した施策が策定できる。
ウ 女性職員の職域の拡大（７級以上）	
時期	平成１７年４月～
対象	法務省勤務女性職員
内容	これまで当該官職に女性職員を配置していなかった官署の当該官職への配置
人員	・ ７級２０名（法務局上席訟務官１名，同支局総務課長１名，地方法務局供託課長１名，同人権擁護課長２名，同総務課長補佐１名，同上席訟務官１名，同支局長１名，同支局総務課長２名，地方検察庁企画調査課長１名，同事務局人事課長補佐１名，同統括捜査官１

		名，同統括検務官 3 名，行刑施設会計課長 1 名，入国管理官署総務課長補佐 1 名，公安調査庁統括調査官 1 名，公安調査庁地方局統括調査官 1 名） ・ 8 級 1 4 名（法務局庶務課長 2 名，同首席登記官 2 名，地方法務局会計課長 2 名，同戸籍課長 1 名，同人權擁護課長 2 名，同上席訟務官 1 名，同首席登記官 1 名，地方検察庁支部総務課長 1 名，矯正管区医療分類課長 1 名，公安調査庁研修所法務教官 1 名） ・ 9 級 2 名（行刑施設支所長 1 名，本省保護局更生保護振興課長 1 名） ・ 1 0 級 2 名（矯正管区第三部長 2 名） （注）他の官署においては既に配置した例があるが，当該官署では初めて配置した場合を含む。
効果		実際に女性職員の活躍の場を広げることににより，女性職員の意識の啓発・士気の向上を図り，管理職員及び人事にかかわる職員に対し女性職員の職域の拡大についての方向性を示す。
エ 登用に資することを目的とした人事院主催の行政研修への女性職員の派遣		
本省庁	時期	平成 1 7 年 4 月～平成 1 8 年 3 月
	対象	本省庁勤務職員
	内容	行政フォーラム（課長級），課長補佐級，係長級，係長級特別課程 係員級特別課程
	人員	1 6 名中 1 名，2 3 名中 3 名，7 名中 2 名，1 0 名中 2 名 5 名中 2 名女性職員を派遣
地方機関	時期	平成 1 7 年 5 月～平成 1 8 年 3 月
	対象	地方機関勤務職員
	内容	課長研修，管理監督者研修（課長・課長補佐研修），課長補佐研修，係長研修
	人員	1 2 名中 2 名，2 1 名中 2 名，2 4 名中 3 名，9 3 名

		中 2 7 名女性職員を派遣
効果	公務員として必要な知識，能力等の向上を図り，女性職員の登用・職域の拡大を促進させる。	
オ 女性職員研修への派遣及び実施		
本省庁	時期	平成 1 7 年 1 2 月
	対象	本省庁勤務女性職員
	内容	女性職員のためのエンパワーメント・セミナー
	人員	4 名（本省 3 名，公安調査庁 1 名）
地 方 機 関	時期	平成 1 7 年 5 月～平成 1 8 年 3 月
	対象	地方機関勤務女性職員
	内容	女性職員キャリアサポート研修，エンパワーメントセミナー，女性職員セミナーキャリアアップ研修，女性公務員パワーアップセミナー，女性のためのダイバーシティー研修，霞ヶ関の女性職員のための公開セミナー
	人員	8 3 名
効果	公務員としての知識，能力等の向上を図り，女性職員の登用・職域の拡大を促進させる。	
カ 女性職員の採用・登用の拡大についての周知徹底		
時期	平成 1 7 年 6 月～ 1 8 年 2 月	
対象	地方機関の長，人事担当者等	
内容	各種会同等における女性職員の採用・登用の拡大についての取組に関する周知徹底	

人員	法務省大臣官房人事課長，公安調査庁総務部人事課長，民事局総務課長，管区法務局総務部長等，法務局長・地方法務局長，刑事局長，刑事局補佐官，矯正局長，入国管理局長
効果	女性職員の採用・登用の拡大についての取組に関する周知徹底がなされる。

(3) 勤務環境の整備等に資するもの

ア 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（以下，「スマイル子育て応援プラン」という。）に関する各種施策		
「スマイル子育て応援プラン」に基づく相談窓口の設置	時期	平成１７年４月～
	対象	法務省勤務職員
	内容	職員の仕事と子育ての両立等についての相談を行う窓口を本省庁，管区機関等に設置（管下機関においても，組織の規模等を勘案し，必要に応じて設置）１４１窓口（平成１８年３月３１日現在）
	効果	子育てをする職員が，利用可能な制度等に関する情報提供を受けたり，子育てに関する個別の相談や質問をすることができる。
ホームページ及びＷＡＮ（職場内掲示板）への情報の掲載	時期	平成１７年４月～
	対象	法務省勤務職員
	内容	「スマイル子育て応援プラン」に基づく相談窓口一覧 出産育児にかかる休暇制度一覧（女子，男子職員用） 職員の妊娠，出産及び育児に対して管理者に必要な配慮事項チェックリスト 男性職員の育児休業取得実態やお父さんの育児休業体験談情報
	効果	職員の各種制度の利用を促進するとともに，全職員に仕事と子育ての両立支援に関する理解を深めさせる。

職員の家族による職場見学会の実施	時期	平成17年8月
	対象	本省庁勤務職員
	内容	本省内の見学，家族による職場案内等
	人員	26家族，78名参加
	効果	家族の仕事に対する理解を深めるとともに，周囲の職員が見学を訪れた家族の姿を見ることにより，職場における子育てをする職員に対する理解を深め，仕事と子育ての両立支援につなげる。
冊子の配布及び利用	時期	平成17年11月 平成18年2月～
	対象	法務省勤務職員 地方機関の長等（56，456部配布）
	内容	妊娠・出産・子育て中に利用できる制度や，その機関に配慮すべき事項等の情報を掲載した「次世代育成支援ハンドブック」を配布 本冊子を利用した研修の実施
	効果	全職員がいつでも各種制度等について必要な情報を得られる環境を整えるとともに，職員の仕事と子育ての両立支援に関する理解を深めさせる。 管理者が各種制度等について必要な知識を持つことにより，子育てをする職員が仕事と子育てを両立できる環境を整える。
イ 超過勤務の縮減の周知		
時期	平成17年4月～平成18年3月	
対象	法務省勤務職員	
内容	ポスター掲示，パンフレット配布 本省庁における全省庁一斉定時退庁日の放送	

枚数	ポスター 2 , 8 6 1 枚 , パンフレット 6 , 9 6 0 部を本省庁及び地方機関へ配布。本省庁においては国会開会以外の期間に全省庁一斉定時退庁日の放送を毎週水曜日に実施		
効果	仕事の進め方の見直し及び意識改革を推進し , 女性の職域の拡大に資する労働時間の短縮を図る。		
ウ 男女共同参画の実現に向けての意識啓発			
地方機関	時期	平成 1 7 年 5 月 ~ 1 8 年 3 月 平成 1 7 年 9 月 平成 1 7 年 1 1 月 , 平成 1 8 年 2 月 平成 1 8 年 1 , 3 月 平成 1 8 年 1 ~ 3 月 平成 1 7 年 4 月 ~ 1 8 年 3 月	
	対象	地方機関勤務職員	
	内容	人事院主催国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム , セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議 , セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー , セクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コースへの派遣 人事院主催育児休業 , 女性福祉制度担当者研修への派遣 ポジティブ・アクション普及促進セミナーへの派遣 地方公共団体主催人権啓発セミナー , 子育て支援フォーラムへの派遣 講演会の実施 その他自庁研修の実施	
	人員等	5 6 名 1 3 名 4 名 7 名 2 5 6 名 地方法務局 1 庁 , 全検察庁 , 少年院・少年鑑別所各 1 庁 (合同) , 公安調査庁地方局 1 庁	
効果	女性職員の採用・登用の拡大についての意識啓発を図る。		
エ 男女共同参画の推進に向けた体制づくり			
地方機関	時期	平成 1 7 年 4 月 ~	

	対象	検察庁勤務職員		
	内容	最高検察庁内に検察庁男女共同参画推進委員会を設置し，会合の開催，会同・研修等における周知，相談窓口の設置，職員に向けた広報誌の発行，座談会の開催等を行った。また，各高等検察庁，地方検察庁等に男女共同参画推進委員会を設置し，それぞれ活動を行っている。		
	会合等	全体会 5 回，検察官分科会 4 回，検察事務官分科会 8 回を開催		
効果	男女共に働きやすい環境の整備，職員の職務執行能力の向上に資する。			
オ 育児休業取得職員の代替職員の確保				
時期	平成 1 7 年 4 月～平成 1 8 年 3 月			
対象	法務省勤務育児休業取得職員			
内容	育児休業取得に伴う代替職員の確保			
人員	育児休業取得者 2 7 9 名，代替職員 2 4 4 名			
効果	育児休業取得に対する職務上の支障が軽減され，育児休業取得前において安心して勤務できることにより，職域の拡大に資する職業生活と家庭生活の両立を図る。			
カ 勤務環境の整備等				
地方機関	時期	平成 1 7 年度中	平成 1 8 年 3 月	平成 1 7 年 4 ～ 1 0 月
		平成 1 7 年 7 月	平成 1 8 年 2 月	平成 1 8 年 3 月
	対象	地方機関勤務職員		
	内容	福井地方検察庁 女性事務官の検討意見を反映した被害者支援室の模様替え 神戸地方検察庁		

	女性職員に対するアンケート結果を基に，女性用トイレの増設工事を実施 和歌山刑務所(女子施設) 所長が女性職員と面接を行い，レクリエーションの活発化と女性用トイレの設備充実を実現 釧路少年鑑別所 仮眠室の防犯設備等を充実 富山刑務所高岡拘置支所 男女兼用トイレを間仕切り等の模様替を行い，女性専用トイレを整備 笠松刑務所（女子施設） 職員の意見を取り入れ，処遇部門女性用トイレの設備を充実（電気温水器とエアータオルの設置） 大阪拘置所 女性職員の意見を取り入れ，女性更衣室のスペースを拡充 交野女子学院（女子施設） 仮眠室の設備を充実 鳥取少年鑑別所 女性職員専用の仮眠室を整備
効果	女性職員の意見を取り入れた勤務環境の整備を推進することで，女性職員の活躍の場を拡大する。

(4) 結果（指標・目標値等と実施結果との比較）

指標	目標値等	実施結果 【】内は数値算出範囲	達成状況
採用者に占める女性の	法務省（公安調査庁を除く。）		
種	採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る状況を維持	採用者に占める女性の割合は40.0%であり，試験合格者に占める女性の割合(16.8%)を大きく上回っている状況を維持している。 【平成18年4月1日採用者，平成17年度試験合格者】	達成

		割合	種	平成 13 年度～ 17 年度を通算して 30 %	27.0 % 【平成 12 年～ 17 年度に実施された試験からの採用者。ただし平成 17 年度は，平成 18 年 4 月 1 日までの採用者】	未達成 (注 1)
			種	平成 13 年度～ 17 年度を通算して 40 %	37.0 % 【平成 12 年～ 17 年度に実施された試験からの採用者。ただし平成 17 年度は，平成 18 年 4 月 1 日までの採用者】	未達成 (注 1)
		検事	女性	女性の採用に努める	採用者に占める女性の割合は 31.3 % であり，前年度(女性の割合 24.7 %)を上回り，基準年次である平成 12 年度(女性の割合 18.2 %)を大幅に上回っている。 【平成 17 年度採用者，平成 16 年度採用者，平成 12 年度採用者】	達成
			副検事	女性の応募を促進する	応募者に占める女性の割合は 5.0 % であり，前年度 3.8 % を大幅に上回っている。 【平成 17 年度応募者，平成 16 年度応募者】	達成
		公安調査庁				
		種	女性	女性の採用に努める	平成 18 年 4 月 1 日付け女性採用者はいない。 【平成 18 年 4 月 1 日採用者】	未達成
			種	平成 13 年度～ 17 年度を通算して 10 %	12.7 % 【平成 13 年度～ 17 年度採	達成

		%	用者及び平成 1 8 年 4 月 1 日 採用者】	
	法務省（公安調査庁を除く。）			
	行（一） 4～6	1 7 . 3 %	2 2 . 2 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	達成
	行（一） 7・8	6 . 3 %	5 . 9 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	未達成
各 役 職 段 階	行（一） 9～11	1 . 5 %	3 . 3 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	達成
	公（一） 4～6	3 . 1 %	3 . 4 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	達成
（各 俸 給 表 の 1 、 3 級 を 除 く 。） に お け る 女 性 の	公（一） 7・8	2 . 3 %	3 . 5 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	達成
	公（一） 9～11	2 . 1 %	3 . 7 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	達成
	公（二） 4～6	1 4 . 5 %	1 3 . 7 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	未達成
	公（二） 7・8	3 . 1 %	4 . 0 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	達成
	公（二） 9～11	5 . 4 %	3 . 2 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】	未達成
	検事 （役職 者）	3 . 3 %	5 . 3 % 【平成 1 8 年 1 月 1 5 日在職者】 （注 2）	達成
	公安調査庁			

割合	行(一)	各役職段階に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持	4～6級の女性の割合は96.6%であり、全府省の同割合(15.1%(ただし、前年度))を大きく上回る状況を維持している。 【平成18年1月15日在職者、平成17年1月15日在職者】	達成
	公(二) 4～6	5.2%	8.7% 【平成18年1月15日在職者】	達成
	公(二) 7・8	登用に努める	7級及び8級の女性の割合は0.95%であり、前年度(0.0%)を上回っている。 【平成18年1月15日在職者、平成17年1月15日在職者】	達成
勤務環境の整備等の実施状況		仕事の進め方の見直し及び意識改革、職業生活と家庭生活の両立に向けた支援策の整備等	行動計画に基づく施策、超過勤務の縮減の周知、男女共同参画の実現に向けての意識啓発、女性の執務環境向上のための施設整備、育児休業取得職員の代替職員の確保	達成

(注1) 試験合格者に占める女性の割合が、法務省における採用者に占める女性の割合に影響をもたらす要因となることを、「目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因」として記載しているが、平成17年度試験合格者に占める女性の割合は、種26.8%、種32.8%となっており、法務省(公安調査庁を除く。)における採用者に占める女性の割

合の目標値である 種 3 0 % , 種 4 0 % と比べ下回っている。

(注 2)「検事(役職者)」とは、検事総長、次長検事、最高検察庁部長、最高検察庁検事、検事長、高等検察庁次席検事、高等検察庁部長、高等検察庁支部長、高等検察庁検事、検事正、地方検察庁次席検事、地方検察庁部長、地方検察庁副部長及び地方検察庁支部長をいう。

2. 評価結果

(1) 各施策の目標値等達成のための貢献度

目標値等の達成のために平成 17 年度に講じた施策がどのように貢献したかについて分析すると以下のとおりである。なお、目標値等の実施結果(上記 1.(4))は、採用や昇任・昇格自体が国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としているため、平成 17 年度に講じた施策のみにより生じたものとは言えないが、それぞれの施策(上記 1.(1)ないし同(3))に記載してあるような効果が生じたか否かにより、当該施策が目標値等の達成のために貢献しているか否かを評価する。

指標 1「採用者に占める女性の割合」について、平成 17 年度に採用の拡大のために講じた施策は目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果(上記 1.(4))を見ると、7 項目中 4 項目が達成されているが、未達成項目中 2 項目(法務省の 種及び 種試験からの採用者)については外部要因(種試験及び 種試験試験合格者に占める女性の割合)が未達成に影響を及ぼしたものと推測される。

また、講じた施策が効果的か否かの測定を行うため、施策対象者の一部(業務説明会参加者、官庁訪問者)に無記名でアンケートを実施したが、その結果は以下のとおりである。いずれの施策も効果的と評価できる「とても深まった」「ある程度は深まった」の回答の割合(小数点第 1 位以下は四捨五入)は合わせて 9 0 % を超えている。

ア 女性採用志望者を対象とした業務説明会(法務省単独開催)の実施			
質 問	女性のための業務説明会に参加して、女性職員の活躍を体感することにより、法務省への関心が深まりましたか。		
回 答	回答総数 4 8 人	人 数	割 合
	とても深まった	2 7 人	5 6 %
	多少深まった	2 1 人	4 4 %
	あまり深まらなかった	0 人	0 %

	何とも言えない	0 人	0 %
イ 業務説明会（各府省合同開催）への女性職員の派遣			
質 問	女性職員が説明する法務省業務説明会に参加して，女性職員の活躍を体感することにより，法務省への関心が深まりましたか。		
回 答	回答総数 1 5 0 人	人 数	割 合
	とても深まった	8 3 人	5 5 %
	ある程度は深まった	5 5 人	3 7 %
	あまり深まらなかった	3 人	2 %
	何とも言えない	9 人	6 %
ウ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載			
質 問	法務省の採用パンフレットの女性職員の記事を実際に見て，女性職員の活躍を具体的に知ることにより，法務省への関心が深まりましたか。		
回 答	回答総数 1 6 0 人	人 数	割 合
	とても深まった	5 6 人	3 5 %
	ある程度は深まった	9 1 人	5 7 %
	あまり深まらなかった	3 人	2 %
	何とも言えない	1 0 人	6 %
エ 採用事務担当者への女性職員の配置			
質 問	法務省の採用事務担当者や面接官に女性職員がいると，女性職員の活躍を体感することにより，法務省への関心が深まると思いますか。		

回 答	回答総数 1 6 2 人	人 数	割 合
	とても深まった（る）	9 9 人	6 1 %
	ある程度は深まった（る）	5 5 人	3 4 %
	あまり深まらなかった（ない）	3 人	2 %
	何とも言えない	5 人	3 %

指標 2 「各役職段階（各俸給表の 1 ～ 3 級を除く。）における女性の割合」について、平成 1 7 年度に登用の拡大のために講じた施策（上記 1 . (2)）は、目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果（上記 1 . (4)）を見ると、1 3 項目中 1 0 項目が達成されている。

また、講じた施策が効果的か否かの測定を行うため、各役職段階における女性職員の割合を、平成 1 6 年度までの結果と平成 1 7 年度までの結果とで比較したところ、平成 1 6 年度までは未達成であった目標のうちの一つが、平成 1 7 年度においては達成されたことから、一定の効果はあったものと認められる。ただ、総括年次である平成 1 7 年度において、1 3 項目中 3 項目の未達成項目が残されており、最終的な目標を達成する十分な効果までは得られなかった。

指標 3 「勤務環境の整備等の実施状況」については、従来から推し進めてきた超過勤務の縮減、育児休業取得職員の代替職員の確保、男女共同参画の実現に向けての意識啓発を一層充実させることで、職業生活と家庭生活の両立を図り、勤務しやすい環境づくりに貢献した。それとともに、平成 1 6 年 1 2 月に「スマイル子育て応援プラン」を策定した上、プラン推進のための相談体制を拡充し、情報提供をより充実させることで、制度の利用促進を図ることができた。また、男女共同参画の推進に向けた体制を整え、9 庁の地方機関において勤務環境を整備したことを通じ、女性職員の活躍の場を拡大することができ、採用・登用に係る目標値等の達成にも貢献している。

以上の結果、指標 1 及び 2 を通じて 2 0 項目中 6 項目で目標値を達成できなかったが、7 割の項目で目標値を達成しており、指標 3 についても各種取り組みが一定の成果を上げているので、本施策は「女性職員の採用・登用の拡大の推進」について、十分とはいえないまでもおおむね有効であったと認められる。

（ 2 ）今後の方向性及び課題

	女性職員の採用・登用の拡大の推進については、法務省が平成１３年に策定した女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」）の実施を通じて行っており、同計画の目標年次が平成１７年度であることから、政策評価の評価総括年次も平成１７年度としているところである。 総括年次である平成１７年度においては、平成１６年度において講じた施策を中心に、従来の施策を発展させつつ取り組んできた。また、勤務環境の整備等については、職員の仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し等に関し平成１６年１２月に策定した「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画～スマイル子育て応援プラン～」(上記１.(３)ア)の施策と密接に関係するものであるため、当該行動計画と連携して取り組んでいる。各種施策を講じた結果、採用及び登用を合わせた２１項目中１５項目については達成できたものの、６項目がなお未達成という結果になっており、うち一部の項目については、外部要因が未達成に影響を及ぼしたものと推測されるものの、全体として各部局ごとの実情に応じた、きめ細かい目標設定及び具体的取組の策定という視点が欠けていたことも未達成の原因であると考えられる。 平成１８年度においては、新たな「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、これらに基づき施策を実施することとなるが、策定に当たっては、本評価結果をはじめとした現状分析を踏まえ、より効果的な目標設定の在り方及び目標値について検討を加えた計画とし、これらに基づく施策の実施に努めることとしたい。
見直しの有無	有 上記「評価の内容」２（２）今後の方向性及び課題のとおり。
学識経験を有する者の知見の活用	特になし
備考	特になし

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房施設課			
施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力			
目 標	基本目標			
	外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。 【基準年次：評価総括年次：平成１７年度】			
	達成目標			
	専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。			
	指標１	依頼件数に対する専門家の派遣数の割合	目標値等	１００％
	指標２	依頼件数に対する研修の実施数の割合	目標値等	１００％
	参考指標１	派遣専門家の活動実施状況		
参考指標２	計画に際して専門家の助言，指導が取り入れられた施設			
基本的考え方	１．課題・ニーズ 昨今，国際協力に関し，犯罪防止と犯罪者の更生が途上国の社会・経済発展のための重要な要素であるとの認識が共有されるに至り，刑事政策分野における国際協力の必要性が高まっている。 ２．目的・意図 矯正施設の改善及び矯正処遇と一体となった施設の整備や維持管理を目的とした諸外国からの援助要請に対する協力を実施する。 ３．当該施策の実施方法 相手国及び外務省からの要請に基づき，相手国に対する刑事政策分野の助言，矯正施設の整備計画及びその設計手法に係る技術指導等を行うための専門家派遣，並びに施設の整備及び維持管理に関する全般的知識の向上を目的とした研修を行うことにより，施設づくりのノウハウを理解させ，相手国の施設整備の推進，矯正施設の改善等に貢献する。 ４．基本目標と達成目標，指標の関係 基本目標である「外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。」を達成するためには，相手国に対し，そのノウハウを教える必要があるため，達成目標を「専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。」とした。 達成目標の達成度については，指標１の「依頼件数に対する専門家派遣数の割合」及び指標２の「依頼件数に対する研修の実施の割合」をそれぞれ指標とした。			
目標達成に影響を及ぼす可	矯正施設の改善や矯正処遇と一体となった施設整備や維持管理を要する途上国(支援対象国)において，研修員の派遣や専門家の派遣受入れの中止又は延期			

能性のある外部要因	等が図られた場合などには評価測定が不可能となる。
測定方法等	1．測定時期：平成18年3月31日 2．測定方法等 (1) 平成17年度における相手国及び外務省からの専門家派遣依頼件数に対する専門家派遣実施件数の割合 (2) 平成17年度における相手国及び外務省からの研修員受入れ依頼件数に対する研修員受入れ実施件数の割合 (3) 派遣専門家の報告書により，その活動内容及び助言・指導が取り入れられた施設を評価する。
評価の内容	1．平成17年度に講じた施策（実施状況） (1) 専門家の派遣 タイ王国法務省及び外務省からの派遣要請（1名）を受け，独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ，同国の施設整備の推進，矯正施設の改善のための助言・指導等を行う専門家派遣（1名）を実施した。 (2) 派遣専門家の活動状況等 平成17年度にタイ王国法務省に派遣された専門家は，次のような活動を行った。 ア 刑務所整備，少年院整備，リマンドホーム（少年拘置施設）整備，法務省行政合同庁舎整備，同省少年観察保護センター整備に係るプロジェクトへの参画と助言 イ 刑務所等施設の標準設計図策定に関する指導と助言 ウ ハーフウェイハウス(更生保護施設)パイロットプロジェクトに関する助言・セミナーへの協力 エ タイ王国周辺の第3国への技術協力の実現可能性の検討に関する助言 オ その他，処遇と一体となった施設整備に関する啓蒙活動等 (3) 研修員の受入れ及び研修の実施 平成17年度においては，支援対象国や外務省から，研修員派遣の受入れ要請がなかったことから，研修員の受入れ及び研修の実施は行っていない。 2．評価結果 (1) 専門家の派遣 平成17年度においては，JICAを通じてタイ王国への専門家派遣を実施しており，達成率は100パーセントである。 (2) 派遣専門家の助言・指導が採り入れられた施設・活動実施状況 平成17年度における派遣専門家の助言・指導が施設整備に具体的に採り入れられたものとしては，すでに基本・実施設計を終えている少年観察保護センター（ナコン・ラチャシマ，チェンマイ，サムット・プラカン，

	ウボン・ラチャタニ，ナコン・サワン），刑務所（チェンマイ，サムイ）等の施工段階における助言・指導及び法務省行政合同庁舎等の実施設計に対する助言・指導等が挙げられる。 我が国とタイ王国においては，矯正施設における処遇内容や生活・文化・自然環境が大きく異なるため，我が国の矯正施設の設計や施工技術等をそのまま持ち込むことはできず，我が国のノウハウ等を活かしつつも，相手国側との十分な議論を経て，相手国の矯正施設の現状と将来像を十分に踏まえた助言・指導を行うことが不可欠であるところ，上記のとおり矯正施設の建築に熟練した専門家を同国に派遣して同国法務省に常駐させ，適時，適切に助言・指導を行ったことにより，その助言・指導の内容が同省内部に深く理解され，同国の矯正施設に具体的に採り入れられるだけでなく，同省の矯正施設整備・運営に係る諸施策に反映されつつある。 タイ王国法務省からは，我が国の派遣専門家が同国矯正施設の改善に多大な貢献をしているとの高い評価を受け，平成１８年度も引き続き，同国及び外務省から専門家派遣の強い要請がなされている上，継続的な専門家派遣による成果の総まとめとも言うべき刑務所等の標準設計図の策定作業は未だ完了してはならず，これに併せて，矯正施設に必要な設備システムを確立する必要もあることから，平成１８年度以降も引き続き，専門家派遣を実施する必要がある。 （３）研修の実施 平成１７年度においては，支援対象国や外務省から，研修員の受入れ要請がなく，評価測定には至っていない。 （４）評価結果及び今後の方向性 前記１（１），（２）のとおり，支援対象国及び外務省から派遣要請を受けて専門家の派遣を実施し，上記２（２）のとおり，その活動内容が相手国に高く評価され，施設整備のノウハウ等が理解されるとともに，施設整備の推進及び矯正施設の改善に活かされつつあることにかんがみると，本施策は有効であったと評価できる。 今後とも引き続き，相手国の派遣要請に応じて，当課の支援体制を整えた上で専門家を派遣するとともに，受け入れた研修員に対する研修の更なる充実を図ることにより，積極的な国際協力に努める必要性が認められる。 なお，平成１７年度は，支援対象国や外務省から，研修員の受入れ要請がなく，指標２による本施策に対する評価は実施していない。
見直しの有無	なし
学識経験を	特記事項なし

有する者の 知見の活用	
備 考	

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	法務総合研究所		
施策等の名称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進		
目 標	基本目標	開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。 【基準年次・評価総括年次：平成 1 7 年度】	
	達成目標 1	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施	
	指標 1	研修の実施件数	目標値等 前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：9 回）
	指標 2	研修への参加人員	目標値等 前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：1 6 8 人）
	達成目標 2	国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を採求するための国際会議の開催	
	指標 1	国際会議の開催回数	目標値等 前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：1 回）
	指標 2	国際会議の参加人員	目標値等 前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：2 3 人）
	達成目標 3	国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加	
	指標 1	国際会議への参加回数	目標値等 前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：1 回）
	指標 2	国際会議への参加人員	目標値等 前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：2 人）
基本的考え方	1．課題・ニーズ アジア・太平洋地域を始めとした世界各地における開発途上国の最近における実情を見ると，政治機構の不備や汚職のまん延などのため，法による統治が十分機能しなかったり急速な経済成長を続けているものの，それに伴って貧富の差が拡大して社会不安が高まったり，各種犯罪が大幅に増加したりしているにもかかわらず，法整備が進まず，効果的な犯罪防止策も講じられず，犯罪に対する捜査，裁判及び刑の執行が困難となり，過剰拘禁等の問題も生じて犯罪者の更生改善も進まない状況となっている国が多い。これら諸国にあっては，1 9 6 0 年代以降の飛躍的な経済成長や人口の都市流入を経験しながらも，犯罪の増加がさほど顕著でなく，犯罪発生率の低さや犯罪		

	検挙率の高さは世界有数であり，治安もおおむね平穩に保たれている我が国に対し，我が国の経験を生かしてそれらの国々における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力の要請が多数寄せられている。 2．目的・意図（当該施策の必要性） これらの要請に対して，法務総合研究所においては，国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年以上にわたり実施してきたことにより，日本の刑事司法制度のみならず，世界各国における刑事司法制度の実情にも精通していることから，その豊富な経験及び知識に基づいて，近年の国際社会における刑事司法情勢調査を実施しつつ，効果的な研修を実施することにより，国連等における対策への取り組みに相応した知識や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。 3．当該施策の実施方法 平成17年度においては，犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施するとともに，国際的な刑事司法の現状や実態の分析等のための国際会議を開催し，さらに国際会議に参加することとする。 4．基本目標と達成目標・指標の関係 基本目標である「開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。」を達成するためには，諸外国が効果的な刑事司法を確立し，その効果的な運用に資するための協力が必要であり，我が国の豊富な経験及び知識に基づいて，国際研修等を実施することが本目標の達成に大きく寄与するものといえることから，研修の実施状況，国際会議の開催及び参加状況をそれぞれ指標とした。			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	支援対象国における政情不安，政変，治安悪化，研修員の派遣中止や教官等の派遣受入中止等の政策転換など。			
測定方法等	1．測定時期：平成18年3月31日 2．測定方法等 (1) 平成17年度における各種研修の実施件数，参加人数 (2) 平成17年度における国際会議の開催回数，参加人数 (3) 平成17年度における国際会議への参加回数，参加人数			
評価の内容	1．平成17年度に講じた施策（実施状況） (1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施 <table><tr><td>研修名</td><td>参加国</td><td>人数</td></tr></table>	研修名	参加国	人数
研修名	参加国	人数		

国際研修(3 回)	カンボジア , エジプト他	70 人
国別研修(5 回)	中国 , タイ他	90 人
汚職防止刑事司法支援研修	アルメニア , バングラディシュ他	18 人
計	9 回	178 人

(2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により , 刑事司法運営のより効果的な方策を探索するための国際会議の開催

17.11.15 ~ 17 刑事司法専門家会議

(3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

開催地	期 間	会 議 名	人 数
ウィーン	17.5.22 ~ 28	第 1 4 回国連犯罪防止刑事司法委員会	2 人

2 . 評価結果

(1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

目 標		成 果	達成率
研修の実施件数	9 回	9 回	100.0 %
研修への参加人数	1 6 8 人	1 7 8 人	106.0 %

本事業においては , アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修を各国の立法担当者 , 研修担当者を中心とする研修員に対して実施し , 研修員の能力を強化するとともに , これら諸国の刑事司法に携わる者の知識や経験等の拡充に貢献した。

(2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により , 刑事司法運営のより効果的な方策を探索するための国際会議の開催

目 標		成 果	達成率
国際会議の開催回数	1 回	1 回	100.0 %
国際会議の参加人数	2 3 人	1 8 人	78.3 %

各国の刑事司法専門家が出席し , 刑事司法の現状及び効果的対策について会議を開催したものであるが , 専門家からの貴重な情報提供が行われるなど , 非常に活発な議論が展開された。

(3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

目 標		成 果	達成率
国際会議への参加回数	1 回	1 回	100.0 %
国際会議への参加人員	2 人	2 人	100.0 %

平成 1 7 年度 5 月に開催された「第 1 4 回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し , 発表 , 発言をとおして国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。

以上のとおり , 達成目標の達成度を測定するための 6 つの指標のうち , 達成目標 2 中指標 2 「国際会議の参加人数」については , 目標値を達成できな

	かったが、これは、本件国際会議の開催に当たり、参加を依頼した諸外国の専門家の都合等外部要因により、参加者が目標値の参加人員に達しなかったものであるが、会議に参加した各国の専門家の間では、非常に活発な議論が展開されており、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができており、会議の開催目標である刑事司法運営のより効果的な方策の探求に貢献したものと評価することができる。これらの会議の成果及び達成目標の達成率を総合勘案すると、本施策は、基本目標である「開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。」ことについて、有効であったと認められる。
見直しの有無	平成１８年度においては、研修の達成目標に関して、政策の効果をより具体的に把握するために、研修員に対するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえて評価を実施することとする。
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	法務総合研究所			
施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進			
目 標	基本目標			
	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。 【基準年次・評価総括年次：平成 1 7 年度】			
	達成目標 1			
	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施			
	指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：8 回）
	指標 2	研修への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：9 7 人）
	達成目標 2			
	諸外国の法制等の調査研究の実施			
	指標 1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等	前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：1 件）
	指標 2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等	前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：5 人）
	達成目標 3			
	法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催			
	指標 1	会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：1 回）
	指標 2	会議への参加人員	目標値等	前年度の実績を維持（平成 1 6 年度：1 0 2 人）
	基本的考え方	1．課題・ニーズ アジア地域の開発途上国では，社会・経済の更なる発展のため，市場経済への移行や経済の一層の自由化を推進し，これに伴う各種の法制度の整備や法の運用に従事する人材の育成が緊急の課題となっている。しかし，これらの国々では，自らの力で法整備を行うためのノウハウや人材が極めて不足しており，明治以来，西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し，法整備のための支援の要請が多数寄せられてきている。 2．目標・意図（当該施策の必要性） 法務省は民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法等，国の基本的秩序に関わる法令を所管し，立法や法の運用に関する広範なノウハウを有しており，また，法務総合研究所は，国際連合研修協力部が過去 4 0 年間にわたり，国連との協定に基づく国際研修の実施を通じて刑事司法分野における諸外国の人材の育成に貢献してきた経験と実績を有している。この経験を生かし，		

	これら諸国の要請にこたえて法整備支援を行うことは、我が国とこれら諸国との友好関係の進展に寄与するのみならず、国際社会における我が国への評価の向上と、我が国を含む国際経済の安定的成長、ひいては国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものとする。 3．当該施策の実施方法 平成17年度においては、支援対象国の法制度の調査・研究を進め、その調査結果等を基に更に充実した研修等を実施し、また、我が国の法整備支援関係者が一堂に会し、我が国の法整備支援の現状と問題点等について情報交換する国際専門会議を開催することとする。 4．基本目標と達成目標・指標の関係 アジア地域の支援対象国において必要な法制度が構築され、法制度の維持・整備と運用に従事する人材が育成されるとともに、必要な法制度が整備され、かつ、これらの法制度が適正に運用されることによって、支援対象国の法制が維持・整備されるようになることを基本目標とする。当該目標を達成するために、支援対象国の法制度等の実態を十分に調査した上で、有効な各種研修を実施することによって対象国の立法担当者や法律実務家等の能力の向上を図るとともに、各種法制の整備と運用につき、助言や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。それらを図るため、研修の実施状況、諸外国への調査職員の派遣及び研究員の招へい状況、国際会議の開催及び参加状況をそれぞれ指標とした。								
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	支援対象国における政情不安、政変、治安悪化、研修員の派遣中止や教官等の派遣受入中止等の政策転換など。								
測定方法等	1．測定時期：平成18年3月31日 2．測定方法等 (1) 平成17年度における各種研修の実施件数、参加人数 (2) 平成17年度における諸外国への調査職員の派遣件数及び研究員の招へい人数 (3) 平成17年度における国際会議の開催回数、参加人数								
評価の内容	1．平成17年度に講じた施策（実施状況） (1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施 <table><tr><td>対象国</td><td>研 修 テ ー マ</td><td>回 数 (日数)</td><td>参加人員</td></tr><tr><td>ベトナム等 7か国</td><td>民法、民訴法等の基本法の 起草・改正、判決書標</td><td>10回 166日</td><td>95人</td></tr></table>	対象国	研 修 テ ー マ	回 数 (日数)	参加人員	ベトナム等 7か国	民法、民訴法等の基本法の 起草・改正、判決書標	10回 166日	95人
対象国	研 修 テ ー マ	回 数 (日数)	参加人員						
ベトナム等 7か国	民法、民訴法等の基本法の 起草・改正、判決書標	10回 166日	95人						

	準化，民法教科書作成， 法曹養成制度及び法曹実 務教育等		
--	------------------------------------	--	--

【国際研修の内容】

支援対象国が行う法整備と人材育成に資する目的で，ベトナム，カンボジア，ラオス，ウズベキスタン，インドネシア，ミャンマー，韓国の司法省職員等の法案起草担当者，裁判官，検察官，弁護士等を日本に招へいして研修を実施した。

研修は，講義，研修員の発表，質疑応答，実務家との意見交換等により実施され，法案起草を研修テーマとするものについては，我が国の法学者，実務家，当部教官等と研修員との間で法案起草に関する共同研究を行い，法曹養成を研修テーマとするものについては，我が国の法曹養成の経験に基づき，司法研修所教官，実務家，当部教官等と研修員との間で，指導体制の構築，カリキュラム案や教材の作成について共同研究を実施する等の研修プログラムを実施した。

(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施

ア 諸外国への調査職員の派遣件数

対象国	期 間	目 的
ベトナム・ カンボジア	18. 2.22 ~ 18. 3. 1	ベトナム・カンボジアにおける司法制度・法整備支援状況調査

イ 諸外国からの研究員の招へい人数

対象国	期 間	目 的	人員
ベトナム	17. 7. 4 ~ 17. 7.15	ベトナム最高人民検察院検察理論研究所長等との日越刑事事件捜査の組織と制度に関する共同研究	2 名
カンボジア	18. 1.10 ~ 18. 1.18	カンボジア王立司法学院院長等との日カ法曹養成制度に関する共同研究	2 名
タイ等 4 か 国	18. 2.18 ~ 18. 2.26	アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環としてタイ等 4 か国の国	4 名

		際会社法上の諸問題に関する共同研究	
--	--	-------------------	--

注 上記のほか、ＪＩＣＡ短期専門家として、カンボジア等の支援対象国に５回（８名、延べ４９日）、職員を派遣し、法曹養成制度等の調査を行わせた。

(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

会 議 名	法整備支援連絡会
開 催 日	平成１８年３月１７日（金）
開 催 場 所	法務総合研究所国際協力部国際会議室(大阪中之島合同庁舎内)
概 要	法務省、ＪＩＣＡ、最高裁判所、日弁連、大学教授等の我が国の法整備支援関係者が一堂に会し、我が国法整備支援の現状と問題点等について情報・意見の交換を行った。また、我が国の起草支援の結果成立したベトナム改正民法についての日本・ベトナム両国の起草責任者等による講演や名古屋大学等教授による法整備支援活動の概要とアプローチに関する報告が行われた。
参加人数	８４名

2．評価結果

(1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施

目 標		成 果	達成率
研修の実施件数	８回	１０回	125.0 %
研修への参加人員	９７人	９５人	97.9 %

本事業においては、ベトナム、ラオス等の支援対象国からの個々のニーズにこたえた国際研修を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。

(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施

ア 諸外国への調査職員の派遣件数

目 標		成 果	達成率
職員の派遣件数	１件	１件	100.0 %

当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られた。

イ 諸外国からの研究員の招へい人数

目 標		成 果	達成率
研究員の招へい人数	5 人	8 人	160.0 %

当初の計画どおり、ベトナムから最高人民検察院検察理論研究所長ほか1名を招へいし、刑事事件捜査の組織と制度に関する比較研究を行うとともに、カンボジアから王立司法学院長ほか1名を招へいし、法曹養成制度に関する比較研究を行ったほか、さらには、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、タイ等4か国から弁護士、大学教授等4名を招へいし、各国の国際会社法上の諸問題に関する比較研究を行い、今後の支援対象国の有効適切な法整備支援に資する有用な情報が得られた。

(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

目 標		成 果	達成率
会議の開催回数	1 回	1 回	100.0 %
会議への参加人員	1 0 2 人	8 4 人	82.4 %

当初の計画どおり、先に我が国の支援によりベトナムで成立したベトナム改正民法について、日本・ベトナム両国の起草責任者からの貴重な情報提供が行われたほか、名古屋大学等大学教授による法整備支援活動の概要とアプローチに関する報告が行われるなど、国内の法整備支援関係機関が行う支援の現状と問題点についての意見・情報の交換がなされ、法整備支援関係機関の協調の必要性を再確認するなど、今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされた。

以上のとおり、達成目標の達成度を測定するための6つの指標のうち、達成目標1中指標2「研修への参加人員」及び達成目標3中指標2「会議への参加人数」について、目標値を達成できなかったが、これらは本件研修及び国際会議の開催に当たり、参加を依頼した諸外国の専門家等の都合等の外部要因により、参加者が目標値の参加人員に達しなかったものであるが、研修及び国際会議に参加した各国の専門家等の間では、非常に活発な議論が展開されており、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができた。これらの成果及び達成目標の達成率を総合勘案すると、本施策は、基本目標である「支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。」ことについて、有効であったと認められ

	る。
見直しの有無	平成 1 8 年度においては，研修の達成目標に関して，政策の効果をより具体的に把握するために，研修員に対するアンケート調査を実施し，その結果も踏まえて評価を実施することとする。
学 識 経 験 を 有 する 者 の 知 見 の 活 用	
備 考	